

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 淡路電気工事株式会社
- 業者の住所 : 広島県広島市南区宇品海岸3-5-21
- 2 指名停止措置期間 : 令和2年7月27日～令和2年8月26日(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 大阪支社管内(中国)

4 事実概要

淡路電気工事株式会社は、令和2年2月25日に提出された変更届出により、特定建設業の要件を欠いたにも関わらず、届出を長期間に渡って提出しないまま広島県発注の公共工事を請け負っていたことが確認された。

このことが建設業法第28条第1項に該当するとして、広島県知事から監督処分(指示処分)を受けた。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13項(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停止事由	停止期間
1～12 省略 (建設業法違反行為)	省略
13 当該地方機関の施行地域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次に掲げる場合を除く。)	認定した日から1か月以上9か月以下
14 以降 省略	以降 省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)